

重要事項説明は、**契約締結前**に発注者へ行うよう法律で定められています。

**業務担当課の受領印**が押されている重要事項説明書(2部)を契約締結時に必ず契約課までご提出下さい。

相 模 原 市
業 務 担 当 課 受 領 印

契約予定日 令和 年 月 日

下記「説明をする建築士」に記載されている建築士から、建築士免許証(免許証明書)の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

(説明をする建築士)

氏 名

資格等

( )建築士

管理建築士

所属する建築士

## 重要事項説明書

令和 年 月 日

相模原市長 へ

本重要事項説明は、建築士法第24条の7に基づき、設計業務受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。

## 1 受託業務名称

## 2 設計事務所に関すること。

(1) 建築士事務所の名称

(2) 建築士事務所の所在地

(3) 区分

(4) 開設者氏名

(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

## 3 対象となる建築物の概要

対象となる建築物の概要については、特記仕様書による。

## 4 作成する設計図書の種類

作成する設計図書の種類については、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書による。

## 5 設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士

【氏名】:

【資格】:

【登録番号】(

)

【氏名】:

【資格】:

【登録番号】(

)

【氏名】:

【資格】:

【登録番号】(

)

(建築設備の工事設計に関し意見を聞く者)

[氏名]:  
[資格]: [登録番号] ( )

[氏名]:  
[資格]: [登録番号] ( )

## 6 設計業務の一部を委託する場合の計画

(1) 設計業務の一部を委託する予定 あり なし

(2) 委託する設計業務の概要及び委託先(ありの場合の計画)

### 1) 委託する設計業務の概要

建築士事務所の名称  
建築士事務所の所在地  
開設者氏名

(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

### 2) 委託する設計業務の概要

建築士事務所の名称  
建築士事務所の所在地  
開設者氏名

(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

## 7 報酬の額及び支払いの時期

報酬の額及び支払いの時期については、契約書による。

## 8 契約の解除に関する事項

解除に関する事項等については、契約書による。

## 9 その他

(1) 契約時以降記載事項に変更が生じた場合は報告すること。

(2) 提出部数は2部とする。